

令和8年度 学校いじめ防止基本方針 1

浜田市立旭中学校

1 いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしかからかいなどの他、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及びいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題であるとともに、学校・家庭・地域が連携をとり一丸となって取り組まなければならない極めて重要な事柄である。

「生きる力を育み、自立した生徒の育成」の教育目標のもと、生徒の「自己指導能力」の育成を図る。生徒が意欲的で充実した学校生活を送るよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめはいじめる側が悪く、いじめられる側にはまったく落ち度はない」
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員・家庭・地域の重要課題」
- ・「いじめは、その態様が軽微であろうとも、被害生徒にとっては重大な被害をおよぼす」

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる。これらすべての生徒への指導・対応が必要である。

②いじめの動機

- ・正義感（相手を正してやろうとする）
- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

1 いじめ防止のための取組

○校内いじめ防止対策推進委員会の設置

構成メンバー＝校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・学級担任

○子どもにとって安心で安全な学校や学級づくり

○授業改善（自主的校内授業研究実施）

＝全てのいじめを許さない、支持的風土の醸成、生徒が参加・活躍できる授業の工夫

○環境を整える＝教職員は強い影響力のある最大の環境

＝日々の生活・授業に居場所があるか、学びが成立しているか

＝相談窓口の生徒への周知&外部相談電話の周知

○いじめか否かに関わらず、暴力的な行為はすぐに止め状況を把握し、対処する

○生徒同士のトラブルであっても、よりよい関係づくりのため適切に介入し、改善を図る

○生徒理解「デイリーライフ」の記入確認と寄り添うコメントの記入（毎日）

○教育相談の実施（アンケート QU 調査後、適宜）

○いじめアンケート・生活相談アンケートの実施（月に1回）

○生徒会活動を活用した自治的な取組を図る

○道徳教育や人権・同和教育、読書教育の充実

○体験活動の実施：1年ふるさと学習、2年修学旅行、3年職場体験 等

○交流活動の実施：異学年交流 小中交流等

○情報モラル教育の推進

○保護者への学校の取り組み周知や情報の提供と発信を図る

○保護者へ「相談はいつでも受け付けます。相談しやすい職員へ、些細なことから」と発信する

2 早期発見・早期対応のあり方

〔早期発見〕

○全教職員による情報収集、情報共有：教科担当者/担任/部活動担当者等間の連絡を密にする
～「ヒヤリ・ハット」の法則

○毎月生徒指導職員会を実施、校内いじめ問題対策委員会の開催

○日々の声かけ、観察を通じた生徒の状況把握

○ノートや「デイリーライフ」からの気づきの共有

○アンケートQU（6月・11月）の実施、分析と対応

○教育相談（アンケート QU 調査後、適宜）

○いじめ・生活相談アンケートの実施（月に1回）

○保護者・地域との連携 学年懇談、学校運営協議会、期末懇談

民生委員との協議、あさひ子ども健全育成協議会との連携等

○あさひ子ども健全育成協議会（7月、3月）

〔いじめの対応〕

○いじめ情報＝管理職に一報相談＝直ちに「校内いじめ問題対策委員会」設置：いじめの判断

○正確な事実確認（その日のうちに） → 校内いじめ問題対策委員会への報告・連絡・相談

→ 必要に応じた組織対応

→ 一報を入れ、市教委との連携

○いじめ問題対策委員会の設置

構成メンバー：校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・学級担任・SC、SSW、
（重大事案） 学校運営協議会、民生児童委員、学校医、PTA 会長

重大事案以外：校長・教頭・生徒指導主事・関係教員

○必要に応じた警察・児相等との連携

○生徒への指導

・いじめられた生徒を守る

・いじめた生徒への指導＝いじめた生徒を守る

・傍観者への指導＝心を痛める、無関心、はやし立てる、心の内で溜飲を下げる等への対応

・関係者の保護者への連絡

○保護者説明会の開催

○報道機関への対応：窓口の一本化、市教委との連携

○重大事態への対応（*参照）

○危機管理の「さしすせそ」

- さ：最悪を想定して
- し：慎重に
- す：すばやく
- せ：誠意を持って
- そ：組織で対応

○専門家の招聘

○ネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存したうえで、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除求めるなど必要な措置をとる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。

重大事態への対応（＊）

重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・生徒の身体に重大な傷害があった場合
- ・生徒が金品等を奪い取られた場合
- ・生徒に精神性の疾患が発生した場合、発見が予見される場合 など

イ いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当な期間」は年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には目安に関わらず適切に指導する。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて前述のア、イに規定されているいずれかの重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、すみやかに重大事態が発生したものと報告・調査等に当たるものとする。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、市教委に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査（市教委との連携を図り、支援を受ける）

ア 校内いじめ問題対策委員会が中心となり必要に応じて、専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、対策委員会に速やかに提出する。その際、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されないことがないように配慮する。

ウ いじめられた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

エ 情報提供の窓口の一本化を図り、誠実な対応に努める。

3 教育相談体制・生徒指導体制の確立

〔教育相談体制〕

- 日々の面談、観察、ふれあい
- 教育相談週間、アンケートQU、生活相談アンケートを受けての相談、質問紙等の客観テスト⇒教育相談アンケート

○SCの活用

〔生徒指導体制〕

- 組織的な生徒指導の推進
- 情報の共有、共通認識、役割分担・・・相談・連絡・報告・記録
- 日頃からの保護者・地域・関係機関との連携を図る

4 教員の資質向上に資する校内研修の充実

- 「いじめ問題」についての研修
- 授業力向上のための研修
- アンケートQUを活用した事例研究
- 教職員の人権意識を高め、人権感覚を磨く研修
- SCを交えた教育相談研修

5 学校いじめ防止基本方針の評価

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づける。
- 学校運営協議会での報告

6 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・『方針』を基に教職員研修の実施 ・PTA総会において「旭中学校いじめ防止基本方針」を説明 ・生活相談アンケート実施 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止・対策委員会を開催 ・教職員評価システム年度当初面接 ・学校関係者評価委員会で『方針』を説明 ・いじめアンケート実施 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回QUの実施 ・1年生校外学習（仲間づくり） ・教育相談アンケートの実施 ・教育相談週間の実施 ・生活相談アンケート実施 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との面談による情報交換 ・生活相談アンケート実施 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・QUの分析と対策（各学年） ・教職員研修（QUの分析と対応、事例研修） 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭を通しての指導 ・新学期を迎えるの生徒観察と情報交換 ・生活相談アンケート実施 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・学年毎のいじめ防止対策の取組について検証 ・第2回のQUの実施 ・SSWによる職員研修 ・保護者、生徒対象のネット活用にかかる研修 ・2年生修学旅行・3年生遠足（仲間づくり） ・生活相談アンケート実施 ・ステージ発表を通しての指導 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施 ・教育相談アンケートの実施 ・教育相談週間の実施 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート自由記述（保護者対象）の実施 ・総合的な学習の時間の公開発表を通しての指導 ・第2回教職員取組評価の実施 ・保護者との面談による情報交換 ・生活相談アンケート実施 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・QUの分析と対策（各学年） ・生活相談アンケート実施 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育相談アンケート」の実施 ・教育相談週間の実施 ・いじめアンケート実施 ・新入生説明会の実施 ・新入生・新入生保護者へSNS ネットなどにかかわる研修 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員取組評価の実施（1年間の評価） ・基本方針の点検・見直しと次年度の基本方針作成 ・生活相談アンケート実施 	

*人権講演会、人権集会（時期は未定）

*いじめ未然防止を目的とした生徒会主催の仲間づくり活動の実施